

議第129号

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例の
制定について

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を次のように改正する。

第3条中「(学齢に達しない者を除く。)」を削り、同条に次の2項を加え
る。

- 2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員
である大学の学生（別に定める手続を行った者に限る。）については、入
場料を100円とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者について
は、入場料を徴収しない。
 - (1) 学齢に達しない者
 - (2) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する小学校（特別
支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）
に在学する児童
 - (3) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する中学校（中等
教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種
学校を含む。以下同じ。）に在学する生徒
 - (4) 本市の区域内に住所を有する70歳以上の者
 - (5) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を

受けている者

- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (7) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (9) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (10) 本市が経営する自動車運送事業及び鉄道事業の管理者の定めるところにより福祉乗車証の交付を受けている者
- (11) 第4号から前号までに掲げる者（第4号に掲げる者にあつては、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者に限る。以下「身体障害者等」という。）の介護者（市長が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

別表第2 供用しない日の欄中「月曜日」の右に「(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)」を加える。

別表第3 備考1中「， 学齢に達しない者」を削り，「高等学校」の右に「(中等教育学校の後期課程， 特別支援学校の高等部， 専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。)」を加え，同備考2から4までを削り，同備考1を同備考とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

入場料の取扱いの明確化を図る等の必要があるので提案する。